(1) 避難訓練の推進

ここ2年、台風、コロナの影響により、十分な訓練が行われておらず、1 から出直すつもりで、避難訓練を勧める。

(2) 避難者カードの推進

もし南海トラフ大地震が起こったとしても、管内住民からは一人も犠牲者を出さないぞと言った気概をもって住民に接し、カード作成を支援し、避難訓練をサポートする。

1 住民の皆さんが 安心して住み続 けられる郷土づく り

(3) 住宅用火災警報器の設置率100%

備前市、和気町と十分調整を行い、設置率100%を目指す。また、この 法律が施行され10年が経過しているため、10年経過した住警器にも留意 して、設置が途切れないように注意喚起を行う。

(4) 野焼きからの延焼拡大防止

昨年は、野焼きが拡大延焼し、火災となった事例が多く見受けられ、火を 消そうとしてやけどを負った事例もあった。出向からの帰りなどに車両広報 を十分に行う。野焼きの際には消防署へ電話をしていただき、必要であれば 消防隊が警戒に就く。

(1) 警防活動能力を向上

東備消防の職員の半数は10年未満の職員である。係長、司令補の「さあ、訓練するぞ。教養するぞ。」の声の基に全員が集まり、実施する。

(2) 警防活動技術の向上

「木造2階建て民家火災」、「交通事故救助」、「隊長を中心とした救急活動」、「特別救助隊の救助操法」の各訓練を確実に実施し、例年どおり、査閲を実施する。

地域住民を守る 防火診断・査察の 実施

(3) 心肺停止患者の社会復帰率 10%

救急目標にあっては去年同様、目撃有のCPA事案の10%の社会復帰を目指す。 そのためには救急隊長を中心とした標準的な活動が基礎となる。救急活動規程、救 急活動基準を遵守し、実施する。

(4) 車両の安全運行

後退する場合、狭所及び障害物を通過する場合、小隊長の指示のもと、隊員が 下車して警笛による誘導を確実に実施する。

(1) 法令等の学習

行政職員である我々は必ず法令等職務命令に根拠を置いて消防業務を執行する。職員は、職務執行の根拠を確実に習熟し、そのことが住民の生命及び財産を守ることにつながる。消防行政を行うための知識は幅広く多様である。教養大綱にのっとり、毎月、各パートをしっかり学習する。

3 職員の能力の向 上

(2) 救助大会の全国出場

昨年は、東備消防大会を実施して、訓練の継続を行い、モチベーションの維持を図ってきた。全国出場のチャンスは十分にある。引き続き、減点のない訓練を大いに実施する。